

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの検査
根拠条例・規則名		さいたま市火災予防条例
条 項		第 6 8 条
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7543)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定。(根拠条項【さいたま市火災予防条例第68条】の規定上明らかであるため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	10日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成23年4月1日最終改正
備 考		